

平成15年7月10日

## 水質検査機関等に係る登録制度検討会運営要領

## 1. 趣旨

水道法の一部改正により、水道事業者等の行う水質検査及び簡易専用水道の管理の検査が、指定機関への委託による実施から登録機関への委託による実施（登録制度）に改められることとなった。

一方、厚生科学審議会答申（平成15年4月）においては、このような検査の質の確保を図るため、GLPの考え方を取り入れた精度と信頼性保証の体制を導入すべきことが提言されている。

このような状況を踏まえ、登録制度の適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項について検討を行うため、厚生労働省健康局水道課長の懇談会として関係分野の専門家を構成員とする標記検討会を運営する。

## 2. 検討事項

登録制度の運用方針その他登録制度の適正かつ円滑な実施を図るため必要な検討を行う。なお、必要に応じ、実地調査等を行うものとする。

- (1) 登録基準の具体的運用方針に関すること
- (2) 登録手続きの具体的運用方針に関すること
- (3) 登録検査の具体的実施方針に関すること
- (4) その他登録制度の適正かつ円滑な実施に関し必要な事項

## 3. 検討会構成員

安藤 正典（座長）	国立医薬品食品衛生研究所環境衛生化学部長
島崎 大	国立保健医療科学院水道工学部水質管理室研究員
神野 透人	国立医薬品食品衛生研究所環境衛生化学部第三室主任研究官
西村 哲治	国立医薬品食品衛生研究所環境衛生化学部第三室長
眞柄 泰基	北海道大学大学院工学研究科教授

## (20条機関関係)

氏家 隆	財団法人日本食品分析センターお客様相談室部長
斉藤 和夫	東京都健康安全研究センター食品化学部食品成分研究科長
笹川 敬一	財団法人千葉県薬剤師会検査センター顧問
田村 行弘	財団法人東京都予防医学協会常任学術委員
船坂 鏝三	財団法人岐阜県公衆衛生検査センター審査部長

(34条機関関係)

青木 隆生	財団法人静岡県生活科学検査センター施設検査部長
宇田川 富男	東京都水道局浄水部浄水課水質係長
奥津 幸夫	神奈川県衛生部生活衛生課水道班副主幹
高柳 保	財団法人ビル管理教育センター調査研究部副部長
滝口 省三	社団法人埼玉県環境検査研究協会施設検査部長
武藤 修	東京都健康局地域保健部環境水道課水道係長

(50音順、敬称略)

4. 平成15年度の検討スケジュール(目安)

7月	検討会設置
9月	登録基準の具体的運用方針(案)作成 登録手続きの具体的運用方針(案)作成 登録検査の具体的運用方針(案)作成
10月	上記運用方針案に関するフィージビリティ・スタディ
11月	上記運用方針の決定
(11~3月	個別登録申請の検査)

5. その他

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局水道課が行う。
- (2) 検討会の召集は、座長と協議の上、厚生労働省健康局水道課長が行う。
- (3) 検討会の公開の扱いについては、検討会において決定する。
- (4) その他検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上、厚生労働省健康局水道課長が定める。